

永年会員制度について

当会ではこれまで本会の構成員として長年（＝永年）にわたり本会に在籍し、本会と作業療法の発展に寄与してきた会員が定年を機に退会することを人財の損失と捉え、この流れに歯止めをかけるために、一定の負担軽減を図ることを目的として、永年会員制度を創設し、永年会員制度規定を定めました（令和 7 年 6 月 7 日承認）

『 概要 』

- 規定の条件を満たした正会員が自ら希望して所定の申請を行えば、翌年度以降、永年会員となることができる。
- 永年会員も作業療法士の職能団体を構成し支える正会員である。
- 経済的な負担軽減措置として会費が減額されるがその一方で、会員としての権利が一部制限される。

『 申請条件 』

- 申請年度の年度末 3 月 31 日を基準として満年齢 60 歳以上であること
- 申請時点で通算 20 年度分以上の正会員会費の納入歴があること
- 申請時に当年度会費を納めていること
- 過去に倫理問題で本会の処分（退会、譴責、戒告）を受けていない事
- 去に会費未納による会員資格喪失となっていないこと

『 申請手続きの流れ 』

- **【永年会員申請書】**をホームページからダウンロード。必要事項の記入。
- 永年会員になろうとする年度の前年度 1 月末までに事務局へ郵送。

郵送先：（一社）岩手県作業療法士会 事務局

〒020-0874 盛岡市南大通 1 丁目 4-7 パークハイツ南大通 1 階

- 申請資格等に問題なく理事会で承認が得られれば、事務局より承認の通知が届く。
- 申請を行った年度の翌年度から、年会費が減額されて請求される。

『 年会費 』 2,000 円

『 制限される権利 』 紙媒体の機関紙（不来方）

『 制限されない権利 』

- 役員の被選挙権
- 士会活動（部員、講師）
- 各種研修会への参加

『 期待される役割 』

- 各種事業の部員
- 各種研修会の講師
- 後進の育成にかかる役割